

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 地方譲与税	19,119,610	47,106	19,166,716
歳入合計	600,476,306	47,106	600,523,412

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
6 農林水産業費	33,675,775	47,106	33,722,881	県費 47,106
歳 出 合 計	600,476,306	47,106	600,523,412	県費 47,106

2 歳 入

第 3 款 地方譲与税

第 1 項 特別法人事業譲与税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 特別法人事業譲与税	17,663,000	47,106	17,710,106	1 特別法人事業譲与税	47,106	
計	17,663,000	47,106	17,710,106			

3 歳 出
 第 6 款 農林水産業費
 第 4 項 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 林業総務費	1,945,767	47,106	1,992,873	県費 47,106	7 報償費	46,978	林政諸費 47,106
					8 旅費	128	
計	13,501,363	47,106	13,548,469	県費 47,106			

債務負担行為で令和8年度以降にわたるものについての令和6年度末
までの支出額及び令和7年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	令和6年度末までの支出額		令和7年度以降の支出予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	
<p>県有地賃料額確認請求等についての民事調停申立事件（当該事件に係る民事調停が不成立となった後に提起する民事訴訟を含む。以下「民事調停申立事件等」という。）及び仮処分命令申立事件の決定に対する保全異議申立事件（保全異議申立事件の決定に対する保全抗告申立事件を含む。以下「保全異議申立事件等」という。）について調停等代理委任契約を締結</p>	<p>民事調停申立事件等及び保全異議申立事件等に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費、裁判所において準備書面等を謄写するための費用及び弁護士法第23条の2の規定による報告の請求に要する費用）並びにこれらの事件のそれぞれについて県が確保した経済的利益の額を基準として、旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法に基づき算定した報酬金</p>			<p>令和8年度から全ての民事調停申立事件等について民事調停による調停調書が作成された日若しくは民事訴訟の第一審において和解調書が作成された日若しくは判決が言い渡された日の翌日から起算して2週間を経過する日又は保全異議申立事件の決定が告知された日の翌日から起算して2週間を経過する日若しくは保全抗告申立事件の決定が告知された日のいずれか遅い日から3月後の日の属する年度まで</p>	<p>民事調停申立事件等及び保全異議申立事件等に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費、裁判所において準備書面等を謄写するための費用及び弁護士法第23条の2の規定による報告の請求に要する費用）並びにこれらの事件のそれぞれについて県が確保した経済的利益の額を基準として、旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法に基づき算定した報酬金</p>	<p>県 費</p>

	(民事調停申立事件について、県が確保した経済的利益の額を基礎に旧日本弁護士連合会弁護士報酬等基準に規定する計算方法により算定した着手金の額が実際に支払った着手金の額を上回るときは、当該上回る額と報酬金を合計した金額)に当該報酬金の額に係る消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内				(民事調停申立事件について、県が確保した経済的利益の額を基礎に旧日本弁護士連合会弁護士報酬等基準に規定する計算方法により算定した着手金の額が実際に支払った着手金の額を上回るときは、当該上回る額と報酬金を合計した金額)に当該報酬金の額に係る消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内	
--	--	--	--	--	--	--